

西宮市における市民参画の現状（その１）

市民意見提出手続（パブリックコメント）制度の概要

【開始時期】

平成 15 年 4 月 1 日から実施

【実施目的】

- 1．市の市民への説明責任を果たし、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る
- 2．市民の市政への参画を促進する

【対象】

市政の全体又は各分野において、まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の策定又は重要な改定

（例）総合計画、産業振興計画、環境基本計画 など

【過去に実施した案件】

（別紙資料 2 - 1 参照）

審議会委員の公募制の導入について

[導入目的]

市政への市民参加と市民の意見をより一層反映させるために、審議会委員野公募制を導入する。

[審議会の設置数]

審議会数：40

[公募制を導入している審議会]

審議会数：13（平成18年8月1日現在）

審議会名	公募委員の数	委員定数(上限)	担当課
西宮市スポーツ振興審議会	2	11	スポーツ振興課
西宮市消費生活審議会	2	10	消費生活センター
西宮市都市計画審議会	2	19	都市計画G
西宮市都市景観審議会	1	8	都市政策G
西宮市個人情報保護審議会	1	5	情報公開課
西宮市旅館業等審査会	1	5	環境都市推進G
西宮市青少年問題協議会	2	12	青少年施策推進課
西宮市国民健康保険運営協議会	2	17	国民健康保険G
西宮市立公民館運営審議会	2	14	中央公民館
西宮市勤労福祉審議会	1	13	勤労福祉課
西宮市社会保障審議会	1	13	健康福祉計画課
西宮市環境審議会	3	18	環境都市推進G
西宮市水道事業経営審議会	1	10	水道局経営管理G

年度	件名	意見募集時期	市の考え方公表日	いただいた件数	担当課
平成18年度	西宮市産業振興計画(素案)	平成18年(2006年) 4月25日(火) ～5月24日(水)	平成18年(2006年) 6月25日(日)	3件(3人)	産業振興課
	西宮市農業振興計画(素案)	平成18年(2006年) 4月25日(火) ～5月24日(水)	平成18年(2006年) 6月25日(日)	9件(5人)	農政課
平成17年度	第3次西宮市行財政改善実施計画(改定)(素案)	平成17年(2005年) 9月26日(月) ～10月25日(火)	平成17年(2005年) 11月22日(火)	419件 (237人)	行財政改善グループ
	斜面地における建築物の制限に関する条例制定について	平成17年(2005年) 10月25日(火) ～11月24日(木)	平成17年(2005年) 12月9日(金)	1件	建築指導課
	高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計画	平成17年(2005年) 12月10日(土) ～平成18年(2006年) 1月10日(火)	平成18年(2006年) 2月10日(金)	27件 (6人)	健康福祉計画課
	文化振興ビジョン(素案)	平成18年(2006年) 1月4日(水) ～2月6日(月)	平成18年(2006年) 5月8日(月)	494件 (457人)	文化・大学交流課
	平成18年度西宮市食品衛生監視指導計画(案)	平成18年(2006年) 2月10日(金) ～3月10日(金)	平成18年(2006年) 4月3日(月)	5件 (5人)	生活衛生課
	用途地域等見直しの基本的な考え方(案)	平成18年(2006年) 2月10日(金) ～3月9日(木)	平成18年(2006年) 5月22日(月)	89件 (16名)	都市政策グループ

年度	件名	意見募集時期	市の考え方公表日	いただいた件数	担当課
平成16年度	西宮市地域福祉計画(案)	平成16年(2004年) 8月30日(月) ~9月30日(木)	平成16年(2004年) 12月17日(金)	47件 (17人)	健康福祉計画課
	西宮市新環境計画(案)	平成16年(2004年) 11月15日(月) ~12月14日(火)	平成17年(2005年) 2月8日(火)	30件	環境都市推進グループ
	第3次西宮市行財政改善実施計画(素案)	平成16年(2004年) 12月1日(水) ~平成17年(2005年) 1月4日(火)	平成17年(2005年) 2月25日(金)	348件 (207人)	行財政改善グループ
	西宮市次世代育成行動計画(素案)	平成16年(2004年) 12月20日(月) ~平成17年(2005年) 1月19日(水)	平成17年(2005年) 3月15日(火)	148件 (66通)	子育て支援グループ
平成15年度	平成16年度西宮市食品衛生監視指導計画	平成16年(2004年) 1月30日(金) ~3月1日(月)	平成16年(2004年) 3月26日(金)	7件 (4人)	生活衛生課
平成14年度	西宮市緑の基本計画	平成14年(2002年) 2月25日(月) ~3月25日(月)	平成14年(2002年) 8月1日(木)	219件 (194通)	公園緑地課
	西宮市の都市計画に関する基本的な方針	平成14年(2002年) 2月25日(月) ~3月25日(月)	平成14年(2002年) 8月1日(木)	309件	都市政策課

「西宮市市民意見提出手続(パブリックコメント手続)実施要綱」及び考え方

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市における市民意見提出手続についての指針を定めることにより、市の市民への説明責任を果たし、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的とする。

<考え方>

意見提出手続は、次の2つの目的により実施するものです。

- (1) 市が市民への説明責任を果たすことにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る。
- (2) 市民の市政への参画を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において、「意見提出手続」とは、次の手続きの総称をいう。

- (1) 市が第3条第1項に規定する事項について意思決定を行おうとする際に、その案、趣旨、目的、概要等を広く市民等に公表する。
 - (2) 公表した案に対する市民等の意見(情報の提供を含む。以下同じ。)を募集する。
 - (3) 市民等から提出された意見を検討、考慮した上で、意思決定を行う。
 - (4) 市民等から提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表する。
- 2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- 3 この要綱において、「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学すると否とを問わず、意見を提出する意思を有する個人又は団体のすべてをいう。

<考え方>

- 1 [第1項関係]今回導入する意見提出手続は、市の実施機関が市政の全体又は各分野において、まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の策定や重要な改定を行う場合に、その最終意思決定をする前に案を公表して、市民等の意見を募集し、提出された意見を最終的な意思決定に反映させるものです。さらに、最終的な意思決定を行うに当たっては、提出された意見とその意見に対する市の考え方を明らかにし、公表します。
- 2 [第2項関係]意見提出手続は、実施機関ごとに責任をもって行うこととし、その実施機関には、市のほとんどの機関が含まれます。ただし、市議会については、市長の権限が及ばないことから、対象外としています。
- 3 [第3項関係]通常「市民等」という場合には、在住、在勤、在学等の条件を設けるのが一般的ですが、意見提出手続では、可能な限り広く意見をいただくことが望ましいので、事実上意見提出権者を限定していません。

(対象)

第3条 実施機関は、市政の全体又は各分野において、まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の策定又は重要な改定を行おうとするときは、この要綱に基づき意見提出手続を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該意思決定が次のいずれかに該当する場合は、意見提出手続を実施しないことができる。

- (1) 法令等に基づくものであって、市に裁量の余地がないもの
- (2) 迅速又は緊急を要するもの
- (3) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、市民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (4) 附属機関等の答申等に基づいて案を策定する場合であって、当該答申等に当たって、既に意見提出手続を行ったもの

<考え方>

この要綱に基づき意見提出手続を実施するかどうかの判断は、各実施機関が行います。ただし、その判断が適当であるかどうかについては、第8条に規定する「運用委員会」の監理の対象となります。

(案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項に規定する事項についての意思決定を行うまでの適切な時期に、その案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 当該案の概要
- (2) 当該案を作成する趣旨、目的、背景及び根拠

3 前2項の規定による案及び資料（以下「案等」という。）の公表並びに意見提出手続を行う旨の周知は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、案等の内容が相当量に及ぶ場合には、次に掲げる全ての方法により案等の全体を公表することを要しない。この場合においては、案等の全体の入手方法を明確にすることを要する。

- (1) 担当課窓口及び支所への備付け
- (2) 市政ニュースへの掲載
- (3) 市ホームページへの掲載

4 実施機関は、必要に応じ、前項に掲げる方法以外の方法も活用し、積極的に周知を図るものとする。

<考え方>

1 [第2項関係]案の公表にあたっては、可能な限り案を検討する際に必要な資料を併せて公表することとします。また、選択可能な複数の案がある場合には、それらの複数の案を提示します。

2 [第3項関係]案等の公表にあたっては、可能な限り多くの手段を用いることとしま

すが、あらゆる公表方法によって案等の全体の詳細を公表することが不可能な場合もあることから、そのような場合には、公表方法によっては、詳細な資料の入手方法等を明記した上で、概要の公表にとどめる場合があります。

(意見の募集)

第5条 実施機関は、前条の規定による案等の公表に併せ、市民等から意見を募集するものとする。

- 2 意見の募集期間は、原則として1か月以上とし、実施機関が意見の募集の際に明示する。
- 3 意見の提出は、書面によるものとし、その方法については、実施機関への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法の中から、実施機関が意見の募集の際に明示する。この場合においては、持参の場合の提出場所、郵送、ファクシミリ、電子メール等の場合のあて先を併せて明示するものとする。
- 4 意見の提出に際しては、提出者の住所、氏名又は名称、連絡先（電話番号等）、提出者の属性（市内在勤等）等の明記を求めるものとし、明記すべき事項については、実施機関が意見の募集の際に明示する。

<考え方>

- 1 [第2項関係]意見の募集期間は、原則として1か月以上とします。
- 2 [第3項関係]意見の提出は、意見の内容及び趣旨を明確にするため、原則として書面によるものとします。ただし、書面による提出が不可能又は著しく困難であると認められる場合には、意見の内容及び趣旨の明確性を損なわない範囲内で、他の方法による意見の提出の機会を確保するよう努力します。
- 3 [第4項関係]意見の提出に際しては、その意見の所在を明確にするため、提出者の住所、氏名等の明記を求めるとともに、意見内容の確認の必要が生じた場合などのため、連絡先の明記を求めるとします。また、意見の統計的な把握を行うために、提出者の属性等の明記を求め場合もあります。
- 4 [第4項関係]意見を提出した市民等の氏名など、個人を特定することができる情報の公表を予定している場合には、第3項の規定に準じて、意見の募集の際に明示することとします。ただし、公表する旨の明示がある場合でも、氏名等の公表を希望しない場合には、意見の提出に際してその旨を付記していただくこととします。

(意見等の取扱い)

第6条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 前項の規定により意思決定を行うときは、市民等から提出された意見及びその意見に対する市の考え方並びにその意見により案を修正する場合は、その修正内容を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、単なる賛否のみを表明するもの又は意見を求めている案件に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。
- 3 前項の規定による公表は、原則として意思決定の時点までに行うものとする。
- 4 第2項の規定による公表に際しては、当該意見を適宜取りまとめ、論点等が明らかになるよう努めるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、提出された意見で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、実施機関の判断により、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 6 第2項の公表方法については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

<考え方>

- 1 [第2項関係]公表の期間は、概ね6か月程度を目安とします。
- 2 [第2項関係]提出された意見が、単なる賛否の表明である場合は、的確な考え方を提示することが困難であり、また、案件に無関係な意見である場合は、案の策定に際して検討されるものではないため、考え方を公表しない場合があります。
- 3 [第4項関係]提出された意見については、その内容や趣旨を整理し、問題点が明らかになるような形で考え方を示します。したがって、提出された個々の意見に対し、個別に回答を行うものではありません。なお、意見の提出状況が明らかになるよう、同様の意見の提出件数を併せて公表することとします。

(一覧の公表)

- 第7条 市長は、意見提出手続を行っている案件の一覧を作成し、ホームページ等で公表するものとする。
- 2 前項の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 案件名
 - (2) 案等の公表日及び意見募集期間
 - (3) 公表資料の入手方法
 - (4) 問い合わせ先

<考え方>

意見提出手続を行う際には、市政ニュース等で公表することとなりますが、併せてホームページ等で一覧を公表し、現在意見提出手続を行っている案件等の情報が得られるようにします。

(運用委員会)

- 第8条 意見提出手続の適正な運用を図るため、西宮市市民意見提出手続運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。
- 2 運用委員会は、意見提出手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。
 - 3 運用委員会は、常任委員及び臨時委員をもって構成する。
 - 4 運用委員会の常任委員は、総合企画局長、総務局長、企画総括室長、市長室長及び総務総括室長をもって充てる。
 - 5 運用委員会の臨時委員は、意見提出手続を実施している案件を所管する局長及び部長をもって充て、当該所管案件を所掌する。
 - 6 運用委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合企画局長を、副委員長は総務

局長をもって充てる。

- 7 実施機関は、第4条第1項の規定により案等を公表し、第5条第1項の規定により意見を募集し、及び第6条第2項の規定により提出された意見等を公表しようとするときは、その内容、方法等につき、運用委員会の意見を聴くものとする。

<考え方>

意見提出手続は、各実施機関の責任において行うものですが、市全体の意見提出手続が適正に運用されるためのチェック機関として、「西宮市市民意見提出手続運用委員会」を設置し、市全体の意見提出手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行うこととします。

(制度の見直し)

- 第9条 この要綱は、必要に応じて見直しを行うものとする。

<考え方>

意見提出手続は、市民等からの意見や今後の運用状況等を勘案し、対象となる案件を拡大するなど、必要に応じて見直しを行います。

また、今後は案の策定過程への参画の手法を導入するなど、参加と協働によるまちづくりのための制度を順次整えていくこととします。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

西宮市の審議会一覧

平成18年8月1日現在

	名称	担当事務	根拠規定	委員数の上限	主管課
1	西宮市国民保護協議会	市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(第39条)	35人	安全・安心対策グループ
2	西宮市青少年問題協議会	青少年の指導及び育成に関する総合的施策の樹立について必要な事項の審議	地方青少年問題協議会法(第1条)	12人	青少年施策推進課
3	西宮市個人情報保護審議会	個人情報保護制度の適正な運営を図り、及び同制度の運営に関する重要事項についての調査審議	西宮市個人情報保護条例(第21条)	5人	情報公開課
4	西宮市情報公開・個人情報保護審査会	西宮市情報公開条例第15条第2項及び西宮市個人情報保護条例第19条第2項による諮問に応じた審査並びに情報公開制度について重要事項の調査及び審議	西宮市情報公開条例(第15条)、西宮市個人情報保護条例(第19条)	5人	情報公開課
5	西宮市公務災害補償等認定委員会	議員その他非常勤職員に対する公務上又は通勤による災害の認定についての必要な事項の調査	議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例(第4条)	5人	人事課
6	西宮市公務災害補償等審査会	議員その他非常勤職員に対する公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する不服申立てについての審査及び裁定	議会議員その他非常勤職員公務災害補償に関する条例(第24条)	3人	人事課
7	西宮市特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額について必要な事項の審議	西宮市附属機関条例(別表)	9人	職員課
8	西宮市消費生活審議会	市民の消費生活に関して必要な事項の調査及び審議	西宮市附属機関条例(別表)	10人	消費生活センター
9	西宮市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議	国民健康保険法(第11条)	17人	国民健康保険グループ

10	西宮市立若竹生活文化会館運営委員会	若竹生活文化会館の円滑な運営に関し、必要な事項についての審議	西宮市立若竹生活文化会館条例(第4条)	10人	若竹生活文化会館
11	西宮市勤労福祉審議会	勤労福祉施策及び西宮市勤労福祉センターの運営について必要な事項の調査及び審議	西宮市附属機関条例(別表)	13人	勤労福祉課
12	西宮市武庫川水利対策委員会	武庫川の水利について必要な事項の調査及び審議	西宮市附属機関条例(別表)	7人	農政課
13	西宮市損害評価会	共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項についての調査審議	農業災害補償法(第143条)	13人	農政課
14	西宮市社会保障審議会	市民の社会保障についての調査及び審議	西宮市附属機関条例(別表)	13人	健康福祉計画課
15	西宮市介護認定審査会	要介護認定及び要支援認定に係る審査及び判定	介護保険法(第14条)	100人	介護認定課
16	西宮市民生委員推薦会	民生委員の推薦の方針の決定、同候補者の決定及び推薦その他民生委員の推薦に関する調査及び審議	民生委員法(第5条)	14人	長寿福祉課
17	西宮市援護資金審査委員会	援護資金の貸付又は支給についての審査及び調査	西宮市附属機関条例(別表)	5人	厚生課
18	西宮市障害者介護給付費等審査会	障害者自立支援法第26条第2項に規定する審査判定業務	障害者自立支援法(第15条)	40人	障害福祉課
19	西宮市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害発生に際し必要な調査及び審議並びに助言等	西宮市附属機関条例(別表)	7人	保健サービス課
20	西宮市協愛奨学基金運営委員会	奨学生の審査、決定その他基金の運営についての審議	西宮市協愛奨学基金条例(第6条)	6人	保健サービス課
21	西宮市結核診査協議会	結核予防法第28条及び第29条の命令並びに第34条第1項の申請についての必要な事項の審議	結核予防法(第48条)	5人	健康増進課

22	西宮市感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第1項の規定による勧告及び同条第4項の規定による入院期間の延長についての必要な事項の審議	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第24条)	6人	健康増進課
23	西宮市環境審議会	健全で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する基本的事項又重要事項の調査及び審議	環境基本法(第44条)	18人	環境都市推進グループ
24	西宮市旅館業等審査会	旅館業、風俗営業及び店舗型風俗営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例第3条の規定による旅館業等の用途に供する建築物の建築等に対する同意についての審査及び助言等	西宮市附属機関条例(別表)	5人	環境都市推進グループ
25	西宮市開発事業等紛争調停委員	開発事業等に伴う紛争の調停	開発事業等に係る紛争調整に関する条例(第10条)	6人	都市総務課
26	西宮市都市計画審議会	都市計画法の規定により市町村都市計画審議会の権限とされている事務及び都市計画についての必要な事項の調査及び審議	都市計画法(第77条の2)	19人	都市計画グループ
27	西宮市都市景観審議会	都市景観の形成に必要な事項の調査及び審議	西宮市都市景観条例(第25条)	8人	都市政策グループ
28	段上特定土地地区画整理審議会	同事業における換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付等に関する事項についての審議	土地地区画整理法(第56条)	10人	市街地整備課
29	西宮北口駅北東震災復興土地地区画整理審議会	同事業における換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付等に関する事項についての審議	土地地区画整理法(第56条)	10人	北口北東区画整理事務所
30	西宮北口駅南土地地区画整理審議会	同事業における換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付等に関する事項についての審議	土地地区画整理法(第56条)	10人	北口開発整備事務所
31	西宮市建築審査会	建築基準法に規定する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決並びに同法の施行に関する重要事項についての調査及び審議	建築基準法(第78条)	7人	建築指導課

32	西宮市防災 会議	地域防災計画の作成及びその実施の推進、水防計画その他水防に関し重要事項の調査及び災害発生時における情報の収集	災害対策基本法 (第16条)	-	防災対策課
33	鳴尾駅周辺 土地区画整理 審議会	同事業における換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付等に関する事項についての審議	土地区画整理法 (第56条)	10人	甲子園東高架等担当課
34	西宮市下水道事業運営審議会	下水道事業の運営についての重要事項の調査及び審議	西宮市附属機関条例(別表)	6人	経営管理課
35	西宮市水道事業経営審議会	水道事業の運営についての重要事項の調査及び審議	西宮市附属機関条例(別表)	10人	水道局経営管理グループ
36	西宮市社会 教育委員会 議	社会教育に関する諸計画の立案及び教育委員会の諮問に対する意見具申並びにこれらに必要な研究調査	社会教育法(第15条)	12人	社会教育・文化財グループ
37	西宮市文化 財審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらに関して教育委員会に建議	文化財保護法	7人	社会教育・文化財グループ
38	西宮市立公 民館運営審 議会	公民館における各種の事業の企画実施についての調査及び審議	社会教育法(第29条)	14人	中央公民館
39	西宮市スポ ーツ振興審 議会	スポーツの振興についての重要事項の調査及び審議	スポーツ振興法(第18条)	11人	スポーツ振興課
40	西宮市立教 育会館運営 委員会	教育会館の円滑な運営について必要な事項を審議	西宮市立教育会館条例(第3条)	5人	事業課